

# 知っておきたい、 生活のための経済的支援

# 児童扶養手当

こども支援課

☎027-220-5701

児童扶養手当とは、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）の生活の安定と自立の促進および児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

## ◆対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満））について「監護している母」「監護し、かつ、生計を同じくする父」「該当父母に代わって養育している養育者」に支給されます。

- 1 父母が婚姻の解消をした児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の母の子）
- 9 父・母ともに不明である児童（孤児など）

## ◆手当月額（令和5年4月1日改定）

所得制限により次のいずれかの額になるか、全額が支給停止されます。

| 区分   | 児童1人            | 第2子加算額         | 第3子以降加算額      |
|------|-----------------|----------------|---------------|
| 全部支給 | 44,140円         | 10,420円        | 6,250円        |
| 一部支給 | 44,130円～10,410円 | 10,410円～5,210円 | 6,240円～3,130円 |

※一部支給は、受給者の所得により10円単位で決定されます。

※手当月額は物価スライド等により改定する場合があります。

## ◆手当の支給

ご指定の口座に年6回1月・3月・5月・7月・9月・11月の各11日に支給月の前月分までを振り込みます。

※11日が金融機関の休業日の場合は、直近の営業日に前倒しとなります。

## ◆所得制限

受給者の前年の所得（課税台帳上の所得に、前年父（母）又は児童が児童の父（母）から受け取った養育費の8割を合算した額になります）が一定の額以上ある場合は、児童扶養手当額の全部又は一部が支給停止されます。

また、扶養義務者（同居の直系血族及び兄弟姉妹）等の所得による所得制限もあります。

生  
活

## ◆その他の支給制限

年金（老齢・遺族・障害）や労災給付等を受けている場合は、児童扶養手当額の一部又は全部が支給停止となります。

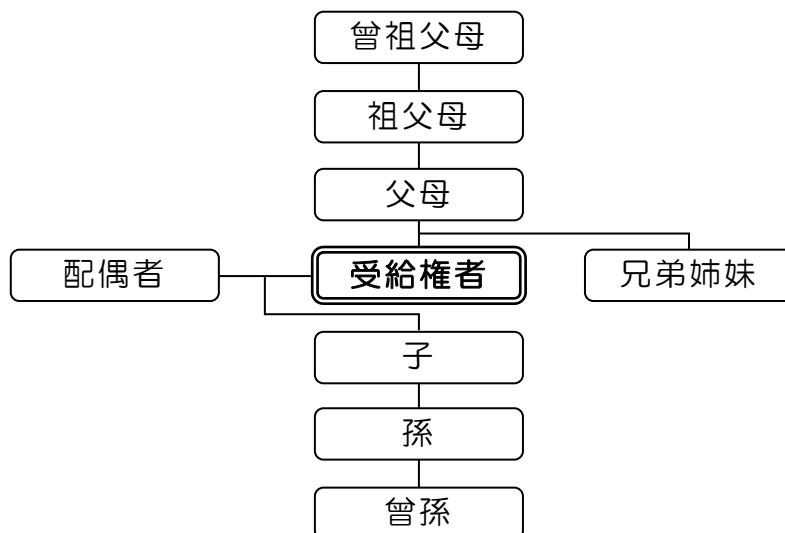
また、児童扶養手当を受け始めて5年等を経過している方は、適用除外届とその証明書類の提出が必要になり、提出されない場合は手当の約半額を限度として支給停止となります。

## ◆所得制限限度額表

| 税法上の扶養親族等の数 | 受給者  |                | 扶養義務者等                                |
|-------------|--|----------------|---------------------------------------|
|             | 全部支給   | 一部支給           |                                       |
| 0人          | 490,000円   | 1,920,000円     | 2,360,000円                            |
| 1人          | 870,000円   | 2,300,000円     | 2,740,000円                            |
| 2人          | 1,250,000円   | 2,680,000円     | 3,120,000円                            |
| 3人          | 1,630,000円   | 3,060,000円     | 3,500,000円                            |
| 以降1人につき     | 380,000円<br>加算   | 380,000円<br>加算 | 380,000円<br>加算                        |
| 加算額         | 老人控除対象配偶者・老人扶養親族 1人につき 100,000円<br>特定扶養親族 1人につき 150,000円 |                | 老人扶養親族（扶養親族と同数の場合は1人を除き）1人につき 60,000円 |

生活

## ◆扶養義務者の範囲



## ◆手続きに必要なもの

支給該当要件、世帯状況、住居状況などにより、申請必要書類が異なりますので、必ず下記の申請場所で事前相談のうえ、申請必要書類一覧を受け取って下さい。

なお、市外転入者で既に受給中の方は、前住所地での児童扶養手当証書を持参して下さい。  
※申請必要書類は、聞き間違い等を防ぐためにお電話ではお答えしておりません。

## ◆申請場所

こども支援課（前橋市朝日町3-36-17 前橋市保健センター2階）

大胡・宮城・粕川・富士見の各支所市民サービス課です。

※申請手続きは、ご本人以外（代理受付・郵送）はできません。

## 養育費確保支援事業

こども支援課

☎027-220-5701

ひとり親の安定的な養育費確保による貧困解消や養育費の未払い防止のため、養育費の債務名義化した取り決めを促進し、養育費の継続した履行確保を目的とします。

## ◆公正証書等作成支援補助金

養育費に関する公正証書等作成に係る本人負担費用を補助します。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・養育費の取り決めに係る費用を負担していること。
- ・養育費を請求する権利を定めた文書を有していること。  
(交付申請日から遡って6か月以内に作成したもの)
- ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること。
- ・過去に同様の補助金を交付されていないこと。

### 【支給額】

本人負担費用全額（上限43,000円）

養育費に関するもの以外は対象外です。

### 【必要書類】

まずは領収書を持って下記の申請場所でご相談ください。

### 【申請場所】

こども支援課（前橋市朝日町3-36-17 前橋市保健センター2階）

## ◆養育費の保証促進補助金

保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助します。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親で、以下のすべての項目に該当する人

- 児童扶養手当を支給している又は同等の所得水準にあること。
- 養育費を請求する権利を定めた文書を有していること。
- 養育費の対象となる「18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童」又は「一定の基準以上の障害を有する20歳未満の児童」を現に扶養していること。
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。  
(交付申請日から遡って6か月以内に作成したもの)
- 過去に同様の補助金を交付されていないこと。

【支給額】

初回保証料全額（上限50,000円）

【必要書類】

まずは領収書を持って下記の申請場所でご相談ください。

【申請場所】

こども支援課（前橋市朝日町3-36-17 前橋市保健センター2階）

## ひとり親家庭等医療費助成制度 (福祉医療)

国民健康保険課

☎027-257-0680

ひとり親家庭の親と子及び父母のいない子に対して、保険診療の医療費に係る自己負担分を福祉医療費として支給します。

### ◆対象者

ひとり親家庭等で、以下の条件に当てはまる世帯。

- ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している方と当該児童（4月1日生まれの児童にあっては、18歳の誕生日の前日まで。）
- 父母のない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童  
(4月1日生まれの児童にあっては、18歳の誕生日の前日まで。)
- 母(父)の前年分の所得にかかる所得税が非課税であること。

※所得税法等の一部を改正する法律による年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がなかったものとして計算した所得税額が0円の場合は、所得税が非課税とみなします。

※児童に収入があり、所得税が課税となった場合は、当該児童は受給対象外となります。

## ◆手続き方法

申請により認定します。申請には、対象者の健康保険証のほか、個々に添付書類等が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

## ◆受給方法

県内受診の場合は、医療機関等に健康保険証と福祉医療費受給資格者証を提示してください。保険診療の自己負担分が無料になります。ただし、県内受診でも、入院等で医療費が高額になる場合には、あらかじめ加入している健康保険から「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて、受給資格者証と一緒に医療機関に提示してください。

県外受診の場合は、医療機関等にいったん自己負担分をお支払いください。後日、領収書等を持参して申請することで、口座振り込みで払い戻しとなります。(郵送でも申請できます。)

## 児童手当

こども支援課

☎027-220-5701

児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中学校卒業前)の児童を養育している方に支給されます。ただし、令和4年10月支給分から、生計中心者の所得が所得上限額を上回る場合は支給されません。

なお、公務員の方は勤務先からの支給となりますので、勤務先へ問い合わせてください。

## ◆支給金額 (児童一人あたりの月額)

|                    | 所得制限未満<br>の場合 | 所得制限以上<br>所得上限未満の場合 | 所得上限以上<br>の場合 |
|--------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 0歳～3歳未満(一律)        | 15,000円       | 5,000円              | 支給されません       |
| 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) | 10,000円       |                     |               |
| 〃(第3子以降)           | 15,000円       |                     |               |
| 中学生(一律)            | 10,000円       |                     |               |

※“第3子以降”とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

## ◆所得制限・所得上限

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 所得上限限度額 |
|---------|---------|---------|
| 0人      | 622万円   | 858万円   |
| 1人      | 660万円   | 896万円   |
| 2人      | 698万円   | 934万円   |
| 3人      | 736万円   | 972万円   |
| 4人      | 774万円   | 1010万円  |
| 5人      | 812万円   | 1048万円  |

- ・前年（1月分～5月分の手当については前々年）の所得を用いて審査します。
- ・所得には一定の控除があります。
- ・扶養親族が6人を超える場合は、1人につき38万円を所得制限限度額・所得上限限度額に加算します。
- ・扶養親族の中に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族がいる場合は、1人につき6万円を所得制限限度額・所得上限限度額に加算します。

## ◆支給月

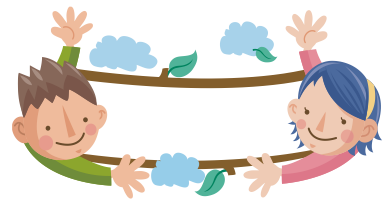
支払い 年3回 2月10日（10・11・12・1月分）  
 6月10日（2・3・4・5月分）  
 10月10日（6・7・8・9月分）

※10日が金融機関の休業日の場合は、直近の営業日に前倒しとなります。

## ◆こんな時は早めに窓口へ

児童手当受給者について以下のことが生じた場合15日以内に届け出をしてください。届け出がないことにより過払いが生じてしまった場合、返金していただくこととなります。

- ・前橋市外へ転出することになったとき
- ・出生等で養育する児童が増えたとき
- ・児童と別居することになったとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・振込口座を変更したいとき（受給者名義の普通預金口座に限ります）
- ・公務員になったとき



## 災害遺児手当

こども支援課

☎027-220-5701

交通事故や労働災害で父や母を亡くした義務教育終了前の児童を扶養している保護者に「災害遺児手当」を支給します。

## ◆対象者

以下すべての項目に該当する人に支給されます。

- 1 交通事故（陸上・海上・航空等）や労働災害により、生計の中心である父母やこれに準ずる人が死亡、または重度障害状態になった児童の親権者やそれに代わる立場にある
- 2 児童を扶養し、世帯を同じくしている
- 3 前橋市に住所を有している

### ◆支給時期

義務教育終了まで（支給開始は、申請日の属する月の分から）

### ◆支給額

遺児一人につき月額 3,500 円

### ◆支給月

9月と3月の年2回、その月の分までをまとめて支給。

### ◆申請に必要なもの

印鑑、保護者名義の預金通帳、事故または労働災害を証する書面、死亡または障害を証する書面

※ 必要に応じ、その他の各種証明書が必要な場合があります。

## 生活福祉資金貸付制度

他からの借入が困難な低所得、障害者及び高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行います。世帯の状況により生活困窮者自立支援法に基づく各事業との連携をし、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。ただし、日常的な生活費をお貸しするものではありません。

### ◆対象世帯

**低所得世帯**（所得が十分でなく、他から資金の融通が困難な世帯で、資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活の見込みがあり、償還を見込める世帯）

**障害者世帯**（身体・知的・精神障害者の属する世帯）

**高齢者世帯**（65歳以上の高齢者の属する世帯（収入要件あり））

※各世帯でご利用いただける資金が異なります。

### ◆資金の種類

**総合支援資金**（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

**福祉資金**（福祉費・緊急小口資金）

**教育支援資金**（教育支援費・就学支度費）



## 不動産担保型生活資金

※離職に伴って住宅を失い、公的な給付・貸付を申請し、資金の交付を受けるまでの間の生活費に困窮している場合は「臨時特例つなぎ資金」を申請することができます。

## ◆ご相談・お申し込み窓口

前橋市社会福祉協議会（まえばし生活自立相談センター(前橋市役所社会福祉課内)）

☎027-898-6892

# 生活保護制度

社会福祉課

☎027-898-6146

生活

## ◆生活保護とは

生活に困窮している人に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるよう援助する制度です。生活保護は世帯単位で行います。世帯全員が、その利用し得る資産や能力等を活用してもなお生活できない場合に、国が定めた最低生活費の基準に従って生活保護費を支給します。

## ◆生活保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定める基準によって支給されます。

- 1 生活扶助 食費や衣料、水道光熱費などの暮らしに必要な費用
- 2 住宅扶助 家賃、地代、住宅補修に必要な費用
- 3 教育扶助 学用品、給食費などの義務教育のための費用
- 4 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- 5 介護扶助 居宅・施設介護などの介護を受けるために必要な費用
- 6 出産扶助 出産のための費用
- 7 生業扶助 仕事に就くため、または、技能、技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助 葬儀に必要な費用（葬儀を出す親族がないなど）



## ◆生活保護を受けるうえで

- 1 能力の活用 世帯主や家族で働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。
- 2 現金や預貯金の活用 保有する現金や預貯金がある場合は、生活維持のために活用してください。
- 3 生命保険の解約 生命保険に加入している人は、原則として解約返戻金を活用してください。
- 4 扶養義務者の援助の活用 親、子、兄弟姉妹からの援助を受けることができる場合には、援助を受けてください。
- 5 社会保障制度の活用 年金や雇用保険など、他の社会保障制度を活用してください。(他法優先の原則)

- 6 貴金属、有価証券の処分 処分価値のある貴金属や有価証券などは処分し、生活のために活用してください。
- 7 土地、家屋の活用 生活に利用されていない土地や家屋は処分するなどして活用してください。  
※自家用車の保有及び借用は原則として認められていません。

## ◆生活保護の相談

社会福祉課または地域の民生委員児童委員へご相談ください。

## 生活困窮者自立支援制度

社会福祉課

TEL 027-898-5845

生  
活

### ◆生活困窮者自立支援制度について

この制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策として、仕事や経済的に困窮する等の複合的な悩みや問題を抱える生活困窮者の方を対象として、専門の相談支援員が相談者の方の状況に合わせた支援方法を検討し、問題の解決に向けて様々な機関とも連携しながら、「就職のこと」、「住居のこと」、「家計のこと」、「子どもの学習のこと」等をサポートする制度です。

### ◆相談窓口「まえばし生活自立支援センター」

市役所 1F の社会福祉課執務室内に相談窓口となる「まえばし生活自立相談センター」を設置しています。(前橋市社会福祉協議会に事業を委託しています。)

「生活に困っているので、仕事を探したい。」、「離職によって家賃が払えず、退去を求められている。」、「公共料金等の滞納や債務に悩んでいる。」、「病気で働けなくなってしまい、今後の生活が不安。」など、対象となる方からの様々な相談をお受けいたします。

### まえばし生活自立相談センターへのお問い合わせ

- 連絡先 027-898-6890、6891 (ダイヤルイン)
- 開所時間 平日・午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土日祝日、年末年始を除く)  
お一人で悩まず、気軽にご相談ください。料金は無料です。詳しくは、お電話等でお問合せください。

### ◆支援の内容

#### 1 自立相談支援、家計改善支援

専門の相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者の方と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援を行います。

#### 2 住居確保給付金の支給

2 年以内の離職等によって、住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、就職に向けた活動をすること等を条件に、一定期間の家賃相当額 (住宅扶助基準額) を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※一定の資産、収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

### 3 就労準備支援事業（チャレンジセンターまえばし）

チャレンジセンターまえばしでは、「社会との関わりに不安がある。」、「長期間働いていなかったため、すぐに働くことが難しい。」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない。」など直ちに就労することが困難な方に、一定期間、個別カウンセリングやセミナー、ボランティア活動、企業への就労体験等を通じて、就労に向けた段階的な支援・就労機会の提供を行います。

※一定の資産、収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

### 4 子どもの学習支援事業（まえばし学習支援事業：M-Change）

子どもの貧困の連鎖解消に向けた取組として、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校等進学に向けた学習支援を実施します。

### 5 まえばしフードバンク事業の利用相談・申請窓口

日々の食事を摂取することが困難な世帯に対して、当面の食糧の提供と併せて必要な相談支援を行います。

### 6 その他関連事業

#### （1）前橋しごと相談コーナー（ハローワーク常設窓口）による職業紹介

国との一体事業として、市役所社会福祉課内にハローワークの常設窓口となる「前橋しごと相談コーナー」を設置しています。就労による自立に向け、職業案内等を行っています。

## ひとり親控除・寡婦控除

### ◆ひとり親控除

結婚や事実婚をしていない独身者（男女を問わない）が、以下の条件を全て満たした場合に35万円の所得控除を受けることができる税制度。

- ① 合計所得金額が500万円以下である
- ② 生計を一にする子がいる

（この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）

### ◆寡婦控除

「ひとり親控除」に該当せず、以下の条件のいずれかに当てはまる場合に27万円の所得控除を受けることができる税制度。

- ① 夫と離婚した後婚姻や事実婚をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下である
- ② 夫と死別した後婚姻や事実婚をしていない、または夫の生死が明らかでない人などで、合計所得金額が500万円以下である